

省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備を行う  
補助事業者の募集についての公示

令和2年3月5日

国土交通省住宅局長 眞鍋 純

省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備のうち、制度説明会の実施や運営等に関する事業を行う補助事業者の募集について公示します。

1. 事業の概要

(1) 事業

省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備

(2) 事業目的

令和元年5月17日に公布した「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」について、制度説明会の実施等により、関連事業者や審査機関等に対する制度内容等の周知徹底を行い、法律の円滑な施行に向けて必要な体制の整備を行う。

※本公募は、令和2年度予算によるものであり、令和2年度予算成立が事業実施の前提となります。

(3) 事業内容

- ① 改正建築物省エネ法の制度内容や省エネ技術等の周知のための小規模の設計・施工業者等を対象とした講習会の実施・運営に関する事業
- ② 改正建築物省エネ法の制度内容や省エネ技術等の周知のための中大規模の設計・施工業者および審査機関等を対象とした講習会の実施・運営に関する事業
- ③ 設計・施工業者をはじめとする関連事業者や住宅取得予定者等を対象とした改正建築物省エネ法の周知・広報の実施に関する事業
- ④ ①～③の周知事業の全体調整や実績管理等のサポートの実施に関する事業

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和2年4月上旬 ～ 令和3年3月31日

(5) 補助対象事業者の要件

次の1)～4)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力

を有すること。

4) その他、提案事業を適確に遂行するために、①～④の各項目について、以下に掲げる選定基準に特に合致すること。

- ① 改正建築物省エネ法の制度内容や省エネ技術等の周知のための小規模の設計・施工業者等を対象とした講習会の実施・運営に関する事業
  - ・全国規模で効率的かつ円滑に講習会を実施・運営できる能力を有していること。
  - ・住宅・建築物の省エネ関連制度に関する一定の知識を有していること。
- ② 改正建築物省エネ法の制度内容や省エネ技術等の周知のための中大規模の設計・施工業者および審査機関等を対象とした講習会の実施・運営に関する事業
  - ・全国規模で効率的かつ円滑に講習会を実施・運営できる能力を有していること。
  - ・住宅・建築物の省エネ関連制度に関する一定の知識を有していること。
- ③ 設計・施工業者をはじめとする関連事業者や住宅取得予定者等を対象とした改正建築物省エネ法の周知・広報の実施に関する事業
  - ・住宅・建築物の省エネ関連制度に関する一定の知識を有していること。
- ④ ①～③の周知事業の全体調整や実績管理等のサポートの実施に関する事業
  - ・各事業者との調整を主体的かつ円滑に行う能力を有していること。
  - ・住宅・建築物の省エネ関連制度に関する一定の知識を有していること。

(6) 補助金の額  
定額とする。

## 2. 手続き等

### (1) 担当

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室 伊原

電話：03-5253-8111 (内線 39-437)

電子メール：ihara-f277@mlit.go.jp

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

#### ① 交付期間：

令和2年3月5日(木)11時00分～令和2年3月18日(水)18時00分

#### ② 場所：上記担当

#### ③ 方法：上記担当より手交

説明書の交付を希望する場合は、予め上記(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

### (3) 提案書の提出期限、場所及び方法

#### ① 提出期限

令和2年3月18日(水)18時00分まで(必着)

- ② 場所：上記担当
- ③ 方法：上記担当へ、持参、郵送にて提出すること
- ④ その他

- ・提出部数は4部（正1部・写3部）とする。
- ・郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法で郵送すること。

### 3. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 2 (1) に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。